

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(輸入外航機等の課税関係)</p> <p>5 - 6 - 6 船舶運航事業を営む者(海上運送法第2条第2項《船舶運航事業の意義》に規定する船舶運航事業を営む者をいう。)若しくは船舶貸渡業を営む者(同条第7項《船舶貸渡業の意義》に規定する船舶貸渡事業を営む者をいう。)又は航空運送事業を営む者(航空法第2条第17項《航空運送事業の意義》に規定する航空運送事業を営む者をいう。)が、専ら国内と国内以外の地域又は国内以外の地域間において行われる旅客若しくは貨物の輸送の用に供される船舶又は航空機を保税地域から引き取る場合には、輸徴法第13条第2項《免税等》の規定により、その引取りに係る消費税は免除されることに留意する。</p> <p>(輸出免税等の具体的範囲)</p> <p>7 - 2 - 1 法第7条第1項及び令第17条各項《輸出免税等の範囲》の規定により輸出免税とされるものの範囲は、おおむね次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 外国貨物の荷役、運送、保管、検数又は鑑定等の役務の提供</p> <p><u>(注) 特定輸出貨物(関税法第30条第1項第5号《外国貨物を置く場所の制限》に規定する特定輸出貨物をいう。以下7-2-13の2において同じ。)</u>に係るこれらの役務の提供にあつては、<u>指定保税地域等(関税法第29条《保税地域の種類》に規定する指定保税地域、保税蔵置場、保税展示場及び総合保税地域をいう。以下7-2-13において同じ。)</u>及び当該特定輸出貨物の輸出のための<u>船舶又は航空機への積込みの場所におけるものに限られる。</u></p> <p>(9)～(11) 省略</p>	<p>(輸入外航機等の課税関係)</p> <p>5 - 6 - 6 船舶運航事業を営む者(海上運送法第2条第2項《船舶運航事業の意義》に規定する船舶運航事業を営む者をいう。)若しくは船舶貸渡業を営む者(同条第7項《船舶貸渡業の意義》に規定する船舶貸渡事業を営む者をいう。)又は航空運送事業を営む者(航空法第2条第16項《航空運送事業の意義》に規定する航空運送事業を営む者をいう。)が、専ら国内と国内以外の地域又は国内以外の地域間において行われる旅客若しくは貨物の輸送の用に供される船舶又は航空機を保税地域から引き取る場合には、輸徴法第13条第2項《免税等》の規定により、その引取りに係る消費税は免除されることに留意する。</p> <p>(輸出免税等の具体的範囲)</p> <p>7 - 2 - 1 法第7条第1項及び令第17条各項《輸出免税等の範囲》の規定により輸出免税とされるものの範囲は、おおむね次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(1)～(7) 同左</p> <p>(8) 外国貨物の荷役、運送、保管、検数又は鑑定等の役務の提供</p> <p>(9)～(11) 同左</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(指定保税地域等における役務の提供の範囲等)</p> <p>7-2-13 令第17条第2項第4号《輸出取引等の範囲》に規定する「指定保税地域…における輸出しようとする貨物及び輸入の許可を受けた貨物に係るこれらの役務の提供」には、<u>指定保税地域等</u>にある輸出しようとする貨物又は輸入の許可を受けた貨物に係る荷役、運送、保管、検数、鑑定、検量又は通関手続等の役務の提供が含まれる。</p> <p>(注) 指定保税地域等には、<u>関税法第30条第1項第2号《外国貨物を置く場所の制限》</u>の規定により税関長が指定した場所を含むものとして取り扱う。</p> <p>(特定輸出貨物に対する役務の提供)</p> <p>7-2-13の2 令第17条第2項第4号《輸出取引等の範囲》に規定する「特定輸出貨物の輸出のための船舶又は航空機への積み込みの場所におけるもの」とは、<u>特定輸出貨物を輸出するための船舶又は航空機へ積み込む場所及び当該特定輸出貨物を積み込んだ船舶又は航空機における当該特定輸出貨物の荷役、検数、鑑定又は検量等の役務の提供をいう。</u></p>	<p>(指定保税地域等における役務の提供の範囲等)</p> <p>7-2-13 令第17条第2項第4号《輸出取引等の範囲》に規定する「指定保税地域…における輸出しようとする貨物及び輸入の許可を受けた貨物に係るこれらの役務の提供」には、<u>関税法第29条《保税地域の種類》</u>に規定する指定保税地域（<u>関税法第31条第1項《貨物の出し入れ》</u>の規定により自主管理の指定単位として税関長が指定する場合の区域内に限る。以下7-2-14までにおいて同じ。）、<u>保税蔵置場、保税展示場及び総合保税地域</u>にある輸出しようとする貨物又は輸入の許可を受けた貨物に係る荷役、運送、保管、検数、鑑定、検量又は通関手続等の役務の提供が含まれる。</p> <p>(注) 指定保税地域、保税蔵置場、保税展示場及び総合保税地域には、<u>関税法第30条《外国貨物を置く場所の制限》</u>に規定する場所も含むものとして取り扱う。</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(外航船等に積み込む物品の譲渡等に係る免税の 手続)</p> <p>7-3-3 租特法第85条第1項《外航船等に積み込む物品等に係る免税》に規定する消費税の免除の手続等については、<u>関税法基本通達23-1-1から23-17まで《船用品又は機用品の積み込みの手続き等》の規定を準用するものとする。</u></p> <p>(注) この場合の輸出証明については、7-2-23に規定するところにより行うこととなるのであるが、外航船等に積み込む指定物品が酒類又は製造たばこである場合において、酒税法又はたばこ税法の証明手続によって積込承認書を製造場の所轄税務署長に提出しているときは、消費税の証明要件も満たしているものとして取り扱う。</p>	<p>(外航船等に積み込む物品の譲渡等に係る免税の 手続)</p> <p>7-3-3 租特法第85条第1項《外航船等に積み込む物品等に係る免税》に規定する消費税の免除の手続等については、<u>昭和44年5月9日付間消4-20外1課共同「外航船等に積み込む酒類及び指定物品の免税の取扱いについて」通達(以下7-3-3において「酒類等免税通達」という。)</u>を準用するものとする。</p> <p>(注) この場合の輸出証明については、<u>酒類等免税通達の記の4にかかわらず、7-2-23に規定するところにより行うこととなるのであるが、外航船等に積み込む指定物品が酒類又は製造たばこである場合において、酒税法又はたばこ税法の証明手続によって積込承認書を製造場の所轄税務署長に提出しているときは、消費税の証明要件も満たしているものとして取り扱う。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(輸出自動車に対する輸出物品販売場免税)</p> <p>8-1-8 自動車に対する法第8条《輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税》の規定の適用については、次による。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 法第8条第1項の規定により免税で購入した自動車を輸出する場合には、次によるものとする。</p> <p>イ 当該非居住者は、輸出地の所轄税関に対して、<u>関税法第67条《輸出又は輸入の許可》の規定による当該自動車の輸出申告をする際に、旅券等にはり付けた当該自動車に係る記録票を提示する。</u></p> <p>ロ <u>イの輸出申告を受けた税関は、当該自動車について、当該記録票に輸出を証する確認印を押なつする。</u></p> <p>ハ 当該非居住者の出国地の所轄税関は、<u>イの輸出申告に係る輸出許可書及びロの確認印により当該自動車が輸出されたことを確認する。</u></p>	<p>(輸出自動車に対する輸出物品販売場免税)</p> <p>8-1-8 自動車に対する法第8条《輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税》の規定の適用については、次による。</p> <p>(1)～(2) 同左</p> <p>(3) 法第8条第1項の規定により免税で購入した自動車を<u>別送して</u>輸出する場合には、次によるものとする。</p> <p>イ 当該非居住者は、輸出地の所轄税関に対して当該自動車に係る記録票を旅券等にはり付けたまま提示する。</p> <p>ロ <u>輸出地の所轄税関は、当該自動車について、当該記録票に輸出を証する確認印を押なつする。</u></p> <p>ハ 当該非居住者の出国地の所轄税関は、ロの確認印により当該自動車が輸出されたことを確認する。</p>